

東灘区三師会と神戸市東灘区による災害時の医療救護活動に関する覚書

東灘区三師会（神戸市東灘区医師会（以下「甲」という。）、東灘区歯科医師会（以下「乙」という。）、東灘区薬剤師会（以下「丙」という。））及び神戸市東灘区（以下「丁」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模災害等が発生し東灘区が被災した場合において、東灘区三師会及び丁の円滑な連携体制を構築し、効率的な医療救護活動が実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害救助法又は神戸市地域防災計画等に基づき東灘区内において医療救護活動を行う必要が生じた場合において、神戸市東灘区長（以下「区長」という。）は、東灘区三師会に協力を要請することができる。

2 東灘区三師会は区長からの要請に基づき医療救護活動を行うにあたり、丁に必要な協力を求めることができる。

（東灘区保健医療対策会議の設置）

第3条 前条第1項に定める要請に基づき医療救護活動を行うにあたり、丁は東灘区保健医療対策会議を東灘区総合庁舎内に設置する。庁舎内に設置が困難な場合においては、東灘区災害対策本部との連携の必要性を勘案の上、適切な場所に設置する。

（医療救護要員の派遣及び業務）

第4条 東灘区三師会は、第2条第1項に定める区長からの要請を受けた時は、医療救護活動を行うための要員を派遣する。

2 東灘区三師会が派遣する要員は、丁が避難所等に設置する救護所及び歯科救護所等（以下「救護所等」という。）において医療救護活動を実施する。

3 救護所等において医療救護活動を実施するにあたり、丁はその業務が適切に行えるよう必要とされる情報を随時、東灘区三師会に提供する。東灘区三師会からは、状況の報告及び情報提供を丁に行う。

（指揮命令等）

第5条 救護活動における東灘区三師会間の連絡調整は甲が行うものとする。この場合において、甲は乙及び丙が派遣する要員の意見を尊重するものとする。

（災害救助法及び神戸市地域防災計画との関係）

第6条 東灘区三師会及び丁は本覚書に基づき医療救護活動を実施するにあたっては、災害救助法及び神戸市地域防災計画との整合を図るものとする。

(費用弁償等)

第7条 本覚書に基づく医療救護活動において甲乙丙が要した経費は「神戸市との協定」に基づいて弁償される。

(災害補償)

第8条 本覚書に基づく医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は「神戸市との協定」に基づいて支払われる。

(個人情報保護の収集)

第9条 丁は、第2条第1項に定める要請のため、東灘区三師会から要請に要する必要な個人情報を収集することができる。

(個人情報の管理)

第10条 丁は、第9条に定める個人情報を、東灘区保健福祉課長を管理責任者として適切に管理する。

2 丁は、個人情報を第2条第1項の協力要請以外に利用してはならず、要請を要しなくなったものの個人情報は、速やかに再生または読み取り不能な措置を講じたうえでこれらを廃棄もしくは消去する。

3 甲、乙及び丙は、丁の個人情報の管理について確認し、改善を申し入れることができる。その場合、丁は、申し出に対し誠実に対応しなければならない。

(細目)

第11条 この覚書を実施するために必要な事項は東灘区三師会及び丁が協議して定めるものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項又は、この覚書に疑義が生じた場合は、東灘区三師会及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間が満了する1か月前までに甲、乙、丙及び丁からの意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月13日

甲 神戸市東灘区御影中町4丁目1-8
神戸市東灘区医師会

会長 _____ 印

乙 神戸市東灘区魚崎中町4丁目3-18
東灘区歯科医師会

会長 _____ 印

丙 神戸市東灘区甲南町3丁目9-17 有明ビル3F
東灘区薬剤師会

会長 _____ 印

丁 神戸市東灘区住吉東町5丁目2-1
神戸市

東灘区長 _____ 印